

シリーズ 活動最前線

1964年の第7期メンバーより活動を本格化して以来、現在のメンバーで48期学のため、活動

今回は沖縄キリスト教短期大学(西原町)の「児童文化研究サークル」を紹介する。
メンバーは同短大保育科の学生達。新入生が加入すると、多いときで50名近くの部員が所属する。
サークルでは、保育園や児童館、障害者施設、老人ホームなどを訪問し、多くの具民に夢と感動を届けている。色とりどりの手袋を使っているフィンガーアクションや人形劇の上演活動は、「親子が揃って楽しめる」、「かわいいうキャラクターが登場して楽しい」と好評だ。リズムミカルな動きと息の合ったコンビネーションは見る者を魅了し、自然と和やかな雰囲気を作り上げる。
同サークルの歴史は意外と古く、



メンバーの皆さん

沖縄キリスト教短期大学 児童文化研究サークル

1964年の第7期メンバーより活動を本格化して以来、現在のメンバーで48期学のため、活動生み出していくことだろう。

期間は2年間。そのうち先輩から指導が受けられる期間はさらに限られてくる。上演前にはメンバー一丸となって練習を行う。「みんなの動きを合わせる部分は難しく、時間をかけて練習します」と、代表の天久ゆみさんは語った。
メンバーの加入動機は様々であるが、サークル紹介で目にした先輩達の上演に興味をもち、「自分でもできるか挑戦してみよう」と加入したメンバーも多い。保育実習や就職後にサークルで磨いた技術が役立つという嬉しい効果もある。
実際、同サークルの卒業生の一部は社会に出た後も自主的に劇団を結成し、活動を行っている。単なるサークル活動の枠を超え、地域の人に笑顔と元気を届ける活動は着実に広がりを見せている。
通常の訪問活動の他にもイベントへの参加や、宮古島の台風被災者への激励訪問など精力的に活動を展開している。



観客を楽しませる人形劇

上演の依頼は大学を通して受け付けている。児童文化研究サークルの活動はこれからもたくさん笑顔を生み出していくことだろう。

福祉施設経営相談

Q&A

(労務管理編)

監修▼福祉施設経営
支援事業専門相談員
社会保険労務士 江尻育弘

Q 臨時職員、嘱託の就業条件などについては、「個別の雇用契約書で定める」との規定で足りるますか。

A 臨時職員や嘱託職員数が、少数であれば、就業規則ではなく個別の契約書が最も適しているでしょう。就業規則は、「労働条件の統一」かつ画一的な決定を建前とするものであり、労働者の労働条件が共通する事項に関して規定するものです。雇用形態が異なり労働条件も違う労働者に一つの就業規則を適用することができない場合があります。例えば、パート労働指針では、「短時間労働者を含め常時10人以上の労働者を使用する事業主は、労働基準法の定めるところにより、短時間労働者に適用される就業規則を作成するものとす

る」としています。しかし、小規模事業所等のように短時間労働者等がごく少数であり、かつ、それぞれの労働条件が異なる場合は、雇用形態ごとに就業規則を作成すると、雇用契約書(就業規則の絶対的記載事項を満たしたもの)と内容に差がなく、なり、実態として意味を持たないものとなってしまふことがあります。また、労働基準法が、就業規則の作成義務を「10人以上の労働者を使用する使用者」に限って課しているのも、小規模事業所等の使用者に過度な負担を強いられることを排する趣旨であるものと考えられ、臨時職員等の非正規従業員を一人でも雇用する使用者に非正規従業員向け就業規則の作成義務を画一的に課するのは、実務的ではないと思われまふ。



(労務管理に関する)相談は
江尻 育弘(社会保険労務士)
江尻事務所
那覇市金城5-7-14 エクセルビル2-B
電話 098-857-1107
http://www.e-jimusho.jp

沖縄県社会福祉協議会
経営者支援室
電話 098-887-2037(直通)
FAX 098-887-2043

知っておこう！ 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とした制度です。それぞれの世帯に応じた資金種類があります。

- 低所得世帯 …… 世帯収入が生活保護基準の概ね1.7倍程度以下の世帯
- 高齢者世帯 …… 日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯
- 障害者世帯 …… 障害者手帳などの交付を受けている者が属する世帯
- 生活保護世帯 …… 現在、生活保護を受給している世帯

生活福祉資金貸付条件一覧表(平成17年度)

資金種類	貸付対象		貸付条件					
	低所得	高所得	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率		
更生資金	○	○	○	生業費 ・生業を営むのに必要な経費 280万円以内	1年以内 *3	7年以内	3%	
				技能習得費 ・生業を営み、又は就職するために必要な知識・技能を修得するために必要な経費、およびその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費 110万円以内 *1 130万円以内 *1	1.6年以内 *3	9年以内		
福祉資金	○	○	○	福祉費 ・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具等の購入費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水、電気若しくは暖房を設けるのに必要な経費 ・就職又は技能を習得するための支度費 ・その他、帰省費用、年金の掛金等の費用 50万円以内	6月以内 *3	3年以内	3%	
				障害者等福祉機器購入費 ・障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための福祉用具等の購入等に特に必要な経費 80万円以内		6年以内		
				障害者自動車購入費 当該障害者が運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るための自動車購入費 200万円以内		10年以内		
				中国残留邦人等国民年金追納費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 470.4万円以内				
住宅資金	○	○	○	○	250万円以内	6月以内 *3	7年以内	3%
修学資金	○	○	○	修学費 ・高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な資金 高校 月35千円以内 高専 月60千円以内 短大 月60千円以内 大学 月65千円以内	卒業後6月以内	*4のとおり	無利率	
				就学支度費 ・高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 50万円以内				
療養・介護資金	○	○	○	療養費 ・負傷又は疾病の療養を行うのに必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するための費用 170万円以内 *2	最終貸付の日から6月以内	5年以内	無利率	
				介護費 介護サービスを受けるのに必要な経費及びその介護サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費				
緊急小口資金	○				5万円以内	2月以内	4月以内	3%
災害援護資金	○				150万円以内	1年以内 *3	7年以内	3%
離職者支援資金	○				月20万円以内(単身)月10万円以内	1年以内	7年以内	3%
長期生活支援資金			○	○	低所得世帯の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金 ・評価額の70%程度 ・月30万円以内	(貸付期間) *5	借受人の死亡時など貸付契約終了時	年3%又は長期プライムレートいずれか低い利率

*1 法令において技能を習得する期間が6月以上と定められている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額15万円以内療養期間が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、230万円以内
*2 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
*3 当面は資金運用の関係で修学資金の償還期間は、修学期間(貸付月数)の3倍以内とする。ただし、修学費単年度分と支度費の貸付決定をされた場合は、貸付月数の4倍以内とすることができる。
*4 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間